

総財準第 72 号
令和4年3月 29 日

各都道府県知事
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課、医療政策担当課扱い)

各指定都市市長
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課、
医療政策担当課扱い)

関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)

関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局長
(公印省略)

公立病院経営強化の推進について(通知)

病院事業を設置している地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知)を踏まえ、新公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組んでいただいていたところですが、今般、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を別添のとおり策定いたしましたので、本ガイドラインを踏まえ、公立病院の経営強化に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。